

熊本都市計画地区計画の決定・変更（西合志町決定）

都市計画東畠地区地区計画を次のように 決定・変更 する。

名 称	東畠地区地区計画
位 置	西合志町大字須屋字東畠2902-1 他2筆
面 積	約3, 200m ²
区 域 の 整 備	地 区 計 画 の 目 標 当地区は、大型団地に囲まれた地域で、小中学校にも近接し、既存の団地とも接しているところから、地域における居住ニーズの高まりに適切に対応した、良好な環境での優良な住宅市街地の形成を図ることを目標とする。
備 · 開 発 及 び 保 全 に 關 す る 方 針	土 地 利 用 の 方 針 良好な居住環境を確保し、ゆとりある緑豊かな郊外型住宅地としての形成を図るため、一戸建低層専用住宅地とする。また、地区内には、公園を適宜配置する。
	地 区 施 設 の 整 備 方 針 道路整備は、隣接する団地の既存の道路を拡幅し、幅員を6, 0mとする。また、公園整備はコミュニケーションの場として利用しやすい形態で配置・整備を行う。
	建 築 物 等 の 整 備 方 針 地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、用途、建ぺい率、容積率、高さ、垣や柵の構造について定め、良好な居住環境が形成されるよう規制する。

地区整備計画

地区施設の配置及び規模	道路	道 路	道路延長 約100m 接続道路 幅員6m
	公園・緑地	公 園	約170m ² の公園を、地区内の中央に設ける。
地区の区分	区分の名称	一 般 住 宅 (建 売 住 宅)	
	区分の面積	約2,600m ² 計画面積中住宅地の面積	
	建築物等の用途の制限	一戸建低層専用住宅 (当該住宅と併用される適切な規模の事務所、店舗等を含む)	
	建築面積の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	8／10	
	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	4／10	
	建築物の敷地面積の最低限度	230m ²	(計画面積 206m ²)
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の意匠、形態は周辺地域の環境景観に調和すること	
	建築物の高さの最高限度	10m以下	
	建築物の壁面の位置の制限	建築物の壁若しくはこれに替わる柱又は高さ2mを超える門若しくは塀の面から、境界までの距離を1m以上とする	
	垣又はさくの構造の制限	道路に面する部分の垣又はさくの構造は、生垣又は透視可能なさく等とし、周辺環境に調和したものとする	
備 考		区域及び地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり	